

あなたも登録しませんか！

「登録調査員」を募集しています

山江村では、国が実施する統計調査に従事する統計調査員の選任を希望する人（登録調査員）を随時募集しています。



「統計調査」とは？

「統計」という言葉よりも、最近では、むしろ「データ」と言った方がなじみやすいかもしれません。「統計」は、私たちにとって、とても身近なものなのです。

例えば、しばしば話題になる雇用問題の「完全失業率」は、「労働力調査」という統計調査から得られます。そして、その状況に応じて、いろんな雇用政策が実施されることとなります。

「統計」は、日本の姿を正確に表し、私たちの暮らしをより良くするための方向性を見極める基礎として、とても重要な役割を果たしています。

「統計調査員」の仕事は、どんなことをするのか？

【統計調査員の重要性】

統計調査員の業務は、統計調査の最前線で調査活動する、とても大事な仕事です。

一人ひとりの統計調査員が集めた調査票の集計が「統計」として公表され、各方面に利用されるわけです。個々の統計調査員の熱意と活躍によって、統計全体の正確性が向上することになるのです。

【統計調査員の仕事】

統計調査ごとに多少の違いがあるかもしれませんが、おおまかには次のとおりです。

- 事務打ち合せ会（説明会）への出席、調査内容の理解
- 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 記入依頼・調査票の配布（記入の仕方の説明）
- 記入された調査票の回収
- 集めた調査票の審査・整理
- 調査票など調査関係書類の提出

小売物価統計調査



【調査対象に関する秘密の保護】

統計法では、調査対象から報告された内容や、その他調査活動を通じて知り得た秘密は保護されなければならないことが定められており（第41条）、秘密を漏らした場合には処罰されます（第57条第1項第2号）。

「統計調査員」の身分はどうなるの？

【統計調査員の身分】

統計調査員は、統計調査の実施の都度、任命される非常勤の公務員です。

任命されている期間は、行政機関に勤務する一般職員と同様に公務員の身分を持つことになります。

国勢調査・・・・・・・・国勢調査員は、総務大臣が任命する国家公務員

その他の統計調査・・・工業統計調査、住宅・土地統計調査などは熊本県知事が任命する
地方公務員（県職員）

【任命期間】

国勢調査をはじめ、ほとんどの統計調査では、任命期間は2ヶ月程度となっています。

【一般職員との身分上の違い】

一般の公務員は、法律で商店などの営利企業を経営したりすることは制限されていますが、統計調査員には、このような制限はありません。商店等を経営している人や勤めている人でも統計調査員になることができます。しかし、統計調査員として仕事をしている時に、セールス活動などを行うことは絶対にしてはいけません。

「統計調査員」の待遇はどうなるの？ その1

【統計調査員の報酬】

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。

報酬は、通常、統計調査員手当と言われています。手当の額は、統計調査ごとに、調査活動にかかる日数や調査対象などを考慮して定められています。

報酬は、調査完了後に支払われます。また、報酬は所得税の課税対象であるため、源泉徴収されることがあります。

【統計調査員に対する災害の補償】

統計調査員が調査活動中に万一事故に遭ってケガをしたり、病気にかかった場合などには補償がなされます。統計調査員の仕事は、調査対象を一つひとつ訪問する外回りが中心ですので、転んだり、交通事故に遭ったり、犬に咬まれるなどの事故に遭うおそれがあります。そこで、次のような補償が準備されています。事故などに遭った場合は、直ちに市町村や熊本県の担当者に連絡を取り、定められた手続きをしてください。

療養補償・・・・・・・・治療費・入院費など

休業補償・・・・・・・・療養のために業務につけなかった期間についての一定額

障害補償・・・・・・・・ケガ・病気によって障害が残った場合は、一定額（一時金又は年金）

などの補償費が支給されます。

健康保険や年金、失業保険は、統計調査員となることによって、新たに制度に加入するということはありません。統計調査員となる前から加入している制度の適用を受けます。

「統計調査員」の待遇はどうなるの？ その2

【統計調査員の表彰】

統計調査員は、特別の身分と義務をもって調査活動に従事するわけですが、功績の特に大きな統計調査員に対しては、次のような表彰が行われます。

叙勲、褒章

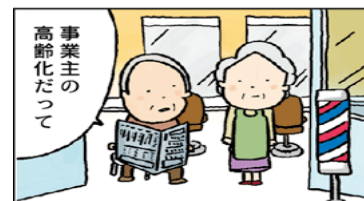
大内賞・・・統計界で最高の栄誉とされています

熊本県統計功労者知事表彰

熊本県統計協会功労者表彰

各省大臣表彰（総務、経済産業、厚生労働、農林水産など）

個人企業 経済調査



調査員調査の実施時期一覧

実施機関名	統計調査名	周期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総務省 統計局	国勢調査	5年					
	経済センサスー活動調査	5年					
	住宅・土地統計調査	5年					
	就業構造基本調査	5年					
	全国消費実態調査	5年					
	全国物価統計調査	5年					
	社会生活基本調査	5年					
	労働力調査	毎月					
	小売物価統計調査	毎月					
	家計調査	毎月					
	個人企業経済調査	四半期					
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月					
農林 水産省	農林業センサス	5年					
	漁業センサス	5年					
経済 産業省	工業統計調査	毎年					
	商業動態統計調査	毎月					
	生産動態統計調査	毎月					

- (注) 1 調査員調査とは、統計調査員が調査票を調査対象へ配布し、回収する統計調査のことです。
 2 すべての調査が、すべての市町村で行われるということではありません。本村では実施されない調査もあります。

登録調査員の登録方法

1 統計調査員希望者の登録ができる人

本村に居住している満 20 歳以上の方。

心身ともに健全な方。

統計に関し理解と熱意を有し、責任をもって調査事務を遂行できる方。

税務・警察事務に従事していない方、選挙運動に直接関わっていない方など。

2 統計調査員希望者登録申込書の提出

統計調査員の登録を希望するときは、**統計調査員希望者登録申込書**を役場総務課までご提出下さい。

【持参していただくもの】印鑑（認め印可。シャチハタ不可。）

統計調査員希望者登録申込書は総務課窓口または村ホームページから入手できます。

申込書等の審査・登録後に、統計調査員希望者登録通知書を送付します。

3 統計調査員希望者の登録にあたっての注意点

登録をされると、下記研修一覧にある各種研修を受講していただくこととなります。

統計調査によっては、直ちに国・熊本県に統計調査員候補者として推薦できない場合があるほか、推薦にあたって、やむを得ず希望と異なる調査地域をお願いする場合があります。

登録調査員の方には、必要に応じて、研修の案内や統計調査への従事意向の連絡をしますので、氏名、住所等の変更があったときは、必ず総務課までご連絡下さい。

登録調査員・統計調査員の研修一覧

研修名	実施者	対象者	研修目的
登録時研修	市町村（一部の市町村では、県研修の受講に代えています）	新規登録の方	統計調査員の業務一般に共通する基礎的知識等を習得する
都道府県別研修	熊本県・総務省 年 2 回開催（11、3月）	登録から 5 年未満の方	統計調査員としての業務を円滑に遂行するために必要な、より広い知識、技能の習得
地域ブロック別研修	総務省 年 1 回開催（9月）	統計調査員の経験年数が 5～10 年の方	実務的な技術・専門的知識の習得（中堅の統計調査員の育成）
中央研修	総務省 年 1 回開催（12月）	統計調査員の経験年数が 10 年以上の方	課題研究等を通じた資質の向上（基幹的統計調査員の育成）

～ 問い合わせ先 ～

山江村役場総務課企画政策係

23-3111